

令和3年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

1. 水環境等の保全と対策

(6) 地下水汚染対策の推進

① 地下水調査による汚染状況の把握

(1) 事業目的

公共用水域及び地下水の水質の常時監視は、水質汚濁防止法第15条に基づく 都道府県知事の責務であり、水環境の変化を継続的に把握し、対策に結びつけることを目的としています。

(2) 取組状況

令和2年度は、8市町9地点で概況調査を行ったところ、すべての地点で環境基準を達成していました。

(3) 参考情報

島根県HP（公共用水域・地下水水質調査）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/mizu/chousa/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379